



人権擁護委員を知っていますか？

～ あなたの街の相談パートナー ～

海老名市には、法務大臣から委嘱を受けた10名（令和元年12月現在）の人権擁護委員がおり、法務局と連携しながら地域の皆さんからの人権相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動（小中学校の人権教室、中学生人権作文・ポスターコンテスト、人権啓発講演会の共催など）を行っています。

相談は無料で、秘密は厳守しますので、困ったことがあればお気軽にご相談ください。

- 相談日 原則毎月第4火曜日13～16時
- 相談場所 市役所2階 市民相談課
- 相談予約 市民相談課 ☎046-292-0880



市ホームページ
QRコード



スマイリーキクチさん講演「インターネットと人とのかかわり合い」



令和元年10月27日、お笑い芸人のスマイリーキクチさんを講師に招き、「インターネットと人とのかかわり合い～突然、僕は殺人犯にされた～」と題して人権啓発講演会を開催しました。

キクチさんはご自身の体験やネットの炎上事例をもとにネットとの付き合い方について語り、「スマホのコントロールよりも感情のコントロールが大切」と呼びかけました。

12月4日から10日は人権週間です

海老名市は人権啓発パネル展ほかイベントを開催しました♪

- 期間** 令和元年12月4日～10日 正午
- 場所** 市役所1階エントランスホール
- 内容** 中学生人権作文・ポスターコンテストの優秀作品や文化・スポーツなど各界の著名人から寄せられたメッセージパネル等を展示しました。





性の多様性について考える

「**LGBT**」という言葉を知っていますか？

- L…**レズビアン**（性的指向と性自認が女性で一致）
- G…**ゲイ**（性的指向と性自認が男性で一致）
- B…**バイセクシャル**（性的指向が男性と女性）
- T…**トランスジェンダー**（性自認と身体性が一致しない）

の頭文字をとった言葉です。

それ以外にも、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）には、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、さまざまな人々がいます。性は女／男だけに分けるものではなく、多様な性（性はグラデーションである）があるのです。

最近では、LGBTにかわり、**SOGI**（ソジ）「Sexual Orientation and Gender Identity（性的指向と性の自認）」という言葉で表現されることもあります。



海老名市イメージキャラクターえびな

根強い偏見や差別によって周囲の心ない好奇の目にさらされ、カミングアウトできないだけでなく、不登校になったり、自傷・自殺未遂をするまで追い詰められたりする等、苦しんでいる人々がいます。

相手を**軽蔑**したり、**否定**したりするような言動をしていないでしょうか？まずは、性の多様性について、理解を深めましょう。

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ 許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞したことがありますか。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。差別的言動を認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました!!
「特定の人種や民族に対する不当な差別や偏見の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28年3月31日から施行されました。

詳しくは http://www.moj.go.jp/jinken/w/word4_00108.html **検索**

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する疑問やお悩みの方はご相談ください。
みんなの人権110番 ☎0570-003-110
（国語対応） <http://www.moj.go.jp/jinken/110.html> （英語対応） <http://www.english.moj.go.jp/>
法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会 <http://www.moj.go.jp/jinken/>

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての**尊厳**を傷つけたり、**差別意識**を生じさせることになりかねません。

具体的には、特定の民族や国籍に属する人々を排斥する差別的言動、例えば、

- ① 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの（「〇〇人は出て行け」「祖国へ帰れ」など）
- ② 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの（「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」など）
- ③ 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの（特定の国の出身者を差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）

他人事ではなく**自分自身の問題**として捉えましょう。



参照：法務省ウェブサイト
http://www.moj.go.jp/jinken/jinken04_00108.html

みんなの人権110番

ゼロゼロみんなのひやくとうばん

0570-003-110

平日 8:30~17:15（祝日と年末年始はお休み）

一部のIP電話等からはご利用できない場合があります

おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります